



宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 6 月 6 日 (木 曜 日) 第 515 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更……………(福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更……………(“ ”) 1
- 保安林の指定……………(自然環境課) 1

頁

公 告

- 保安林の指定予定の通知……………(自然環境課) 2
 - 道路の供用の開始……………(道路保全課) 2
 - 大規模小売店舗の変更に関する届出(2件) ……(商工政策課) 2
 - 県営土地改良事業の工事の完了……………(農村整備課) 3
 - 入札公告……………3
- ### 正 誤
- 令和6年3月25日付け県公報(第494号)中……………4
 - 令和6年3月29日付け県公報(号外第14号)中……………5

告 示

宮崎県告示第 313号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
一期一会 訪問看護ステーション	東諸県郡国富町大字本庄4832-7

2 届出事項

所 在 地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
東諸県郡国富町大字本庄4598-3 INTビル1F	東諸県郡国富町大字本庄4832-7	平成27年8月1日

宮崎県告示第 314号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社 一期一会	東諸県郡国富町大字宮王丸 520	一期一会 訪問看護ステーション	東諸県郡国富町大字本庄4832-7

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
東諸県郡国富町大字本庄4598-3 INTビル1F	東諸県郡国富町大字本庄4832-7	平成27年8月1日

宮崎県告示第 315号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林の所在場所 日南市北郷町大藤字菖蒲迫北乙 759-1、乙 777-2、字菖蒲迫南乙1046-1
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第316号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字南方字大スダ 206-乙
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県日湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第317号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年6月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	269号	都城市今町9068番1地先から同市同町9537番地先まで	令和6年6月6日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ日南店
日南市吾田東7丁目3830-1外 34筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号

(変更後)株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号

- 4 変更の年月日
平成30年6月1日
- 5 変更する理由
代表取締役変更のため
- 6 届出年月日
令和6年5月16日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年6月6日から令和6年10月7日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和6年6月6日から令和6年10月7日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ日南店
日南市吾田東7丁目3830-1外 34筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法

人によっては代表者の氏名

株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 荷さばき施設A A棟南西側 103.47㎡
荷さばき施設B A棟北東側 131.25㎡
合計 234.72㎡

(変更後) 荷さばき施設 A棟北東側 131.25㎡

② 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 廃棄物保管施設A A棟南西側 52.20㎡
廃棄物保管施設B A棟北東側 27.90㎡
合計 80.10㎡

(変更後) 廃棄物保管施設A A棟南西側 52.20㎡

廃棄物保管施設B A棟北西側 27.90㎡

合計 80.10㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設A、B A棟南西・北東側

午前7時から午後8時

(変更後) 荷さばき施設 A棟北東側

午前7時から午後12時

4 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

令和7年1月17日

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

令和6年5月17日

5 変更する理由

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

店舗運営における、利便性の向上のため

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

社内便の着荷時刻の変更のため

6 届出年月日

令和6年5月16日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年6月6日から令和6年10月7日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和6年6月6日から令和6年10月7日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和6年6月6日

宮崎県知事 河野 俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
前方第4	都城市	畑地帯総合整備事業	令和6年3月25日
縄瀬	都城市	畑地帯総合整備事業	令和5年12月25日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年6月6日

宮崎県知事 河野 俊嗣

1 一般競争入札に付する事項

(1) 特定役務の件名 宮崎県団体内統合宛名システムの更改及び運用保守業務委託

(2) 特定役務の特質等 宮崎県団体内統合宛名システムの更改及び運用保守業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 納入場所 宮崎県庁舎内及び県が指定する場所

(4) 委託期間 この一般競争入札に係る契約締結の日から令和7年3月31日まで

(5) 入札方法 (1)の特定役務について一般競争入札を実施する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和6年宮崎県告示第72号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が電算業務で、種目が電算処理(システム開発含む。)であること。

イ 過去10年以内に、都道府県において、団体内統合宛名システムの導入・保守業務の実績を有する者であること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。

エ この一般競争入札に係る落札者決定の日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者においては、当該手続開始決定後、一般競争入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者である

こと。

カ 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イの資格要件を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）を令和6年7月9日（火）までに4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和6年6月6日（木）から令和6年6月13日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課地域デジタル担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985(26)7046

(2) 期間 令和6年6月6日（木）から令和6年7月10日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び仕様書の配布場所並びに配布期間

(1) 配布場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課地域デジタル担当

(2) 配布期間 令和6年6月6日（木）から令和6年7月10日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 一般競争入札事前説明会

一般競争入札事前説明会は実施しない。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課地域デジタル担当

(2) 提出期限 令和6年7月10日（水）午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁本館3階総合政策部会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 令和6年7月11日（木）午前10時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則

第2号）第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札

(3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(5) 入札書の表記金額を訂正した入札

(6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

(7) 入札条件に違反した入札

(8) 連合その他不正行為があった入札

(9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札

11 落札者の決定の方法

有効な入札書等を提出した者であって、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部デジタル推進課地域デジタル担当

13 一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) 本特定役務の入札参加に要する一切の費用は、入札者の負担とする。

(2) この一般競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成26年6月23日会計管理局会計課定め）に定める宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) その他この一般競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Subject Matter of the contract: Miyazaki Prefecture's Integrated Identification Management System construction.

(2) Time-limit for Submission of Tenders: 5:00 p.m, 10 July, 2024

(3) Contact point for the notice: Digital Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki-shi, Miyazaki Prefecture, 880-8501, Japan TEL: 0985-26-7046

正 誤

令和6年3月25日付け県公報（第494号）中

ページ	行	誤	正
24	11	様式第24号の4（第13条の2関係）	様式第23号の4（第13条の2関係）

令和6年3月29日付け県公報（号外第14号）中

ページ	行	誤	正
12	32	危機管理総括監	危機管理統括監

--	--